

考查項目別運用表

別紙—1①(土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図の整備及び現場への掲示状況。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</li> <li><input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 元請業者が下請業者の作業成果を検査している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で所定の期間内に行われている。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に把握されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</li> <li><input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備工事について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法）を整えている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</li> </ul> <p>理由： .....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( ) %</li> <li><input type="checkbox"/> 評価対象項目 2 項目以下「c」</li> </ul> <p>●判断基準 土木工事 評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満 ..... b 評価値が80%未満..... c</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</li> </ul>
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>				

考查項目別運用表

別紙—1①(土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1. 施工体制	II. 配置技術者  (現場代理人等)	<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなど必要な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき書類を適切に作成し、整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</p> <p>理由： .....</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( ) %</p> <p><input type="checkbox"/> 評価対象項目 2 項目以下「c」</p> <p>●判断基準 土木工事 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満 .....b 評価値が80%未満.....c</p>			<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>	

考查項目別運用表

別紙—1② (土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>●評価対象項目 【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。</p> <p><input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事打合せ簿等の整備が、不足無く適時に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 廃棄物の適正処理・建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p><input type="checkbox"/> 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</p> <p>理由： .....</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( %)</p> <p><input type="checkbox"/> 評価対象項目 2 項目以下「c」</p> <p>●判断基準 土木工事 評価値が90%以上 . . . . . a 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b 評価値が80%未満 . . . . . c</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
					<p>完了検査時に各種書類が整理されていても、監督職員が再三提出するよう催促したり、監督職員が手伝ったり、何度も手直しを指示するなど自主的に作成されていない場合は評価しない。後日でも分かるように施工プロセスのチェックに内容を記録すること。</p>	
					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>	

考查項目別運用表

別紙—1② (土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	II. 工程管理	<p>●評価対象項目 【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程に与える要因を適確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p><input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の工程に関する各種制約があるにもかかわらず対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるために取組みを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。</p> <p><input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</p> <p>理由: .....</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( ) %</p> <p><input type="checkbox"/> 評価対象項目 2 項目以下「c」</p> <p><input type="checkbox"/> 主たる工事が草刈や剪定及び機器の取替えや小規模な舗装工事等で標準工期で発注しており工期内に完成した。「c」</p> <p>●判断基準 土木工事 評価値が90%以上 . . . . . a 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b 評価値が80%未満 . . . . . c</p>			<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>	

考查項目別運用表

別紙—1③ (土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	<p>●評価対象項目 【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害防止（工事安全）協議会等を1回/月以上行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY（危険予知活動）等を実施し、記録が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用機械、車両等の点検整備がなされ、管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労務災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</p> <p>理由： .....</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( ) %</p> <p><input type="checkbox"/> 評価対象項目2項目以下「c」</p> <p>●判断基準 土木工事 評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満 ..... b 評価値が80%未満..... c</p>			<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>	

考查項目別運用表

別紙—1③ (土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	IV. 対外関係	<p>●評価対象項目 【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者に分かりやすく周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: .....</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( ) %</p> <p><input type="checkbox"/> 評価対象項目 2 項目以下「c」</p> <p>●判断基準 土木工事 評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満 ..... b 評価値が80%未満..... c</p>			<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>	

考查項目別運用表

別紙—1④(土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	a 適切である		b ほぼ適切である		c 他の評価に該当しない		d やや不適切である		e 不適切である	
	3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 <small>※ ばらつきの判断は別紙—4参照。</small>		<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。		<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、a, bに該当しない。		<input type="checkbox"/> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。		
	※ ばらつきの判断は別紙—4参照。 ① 必要な出来形測定項目を実施しており、その測定結果が規格値を満足している場合はa, b, cの評価とし、満足していない場合はd, e評価とする。 ② 出来形のばらつきの判定(別紙—4参照) ③ <input type="checkbox"/> 数量精査により変更設計された場合は、「c」評価とする。 ④ <input type="checkbox"/> 出来形管理項目を設定していない工事は、「c」評価とする。				① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。(草刈・剪定工事や機器の交換等)		<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
工種	a 適切である		b ほぼ適切である		c 他の評価に該当しない		d やや不適切である		e 不適切である	
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<b>【評価対象項目】</b> <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 <input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。 理由： ..... <input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( ) % <input type="checkbox"/> 評価対象項目2項目以下「c」				① 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。			
					① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。					
					<b>●判断基準</b> 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					

考查項目別運用表

別紙—1④(土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事  ※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 <input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗値について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。 理由：..... <input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( ) % <input type="checkbox"/> 評価対象項目2項目以下「c」  <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>			<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。            ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>



考查項目別運用表

別紙—1⑤(土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は別紙—4参照	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、測定値が規格値を満足し、a, bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
① 必要な品質管理試験等を実施しており、その測定結果が規格値を満足している場合はa, b, cの評価とし、満足していない場合はd, e評価とする。 ② 品質のばらつきの判定(別紙—4参照) ③ <input type="checkbox"/> 品質管理項目の設定・指定の無い工事は、「c」とする。 ※ 測定点数が概ね5点以上の場合はばらつきで評価する。					
① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。(草刈・剪定工事や機器の交換)					

審査項目別運用表

別紙—1⑤(土木)

(監督職員) 令和6年4月

審査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>【評価対象項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 材料、部分の品質照号の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書とおり配置し、操作性にすぐれている。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。</li> <li><input type="checkbox"/> 電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいように工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。</li> <li><input type="checkbox"/> バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。</li> <li><input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。</li> <li><input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</li> </ul> <p>理由：.....</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( ) %</p> <p><input type="checkbox"/> 評価対象項目 2 項目以下「c」</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上..... a            評価値が80%以上90%未満..... b            評価値が80%未満..... c</p>			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。            ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>	



考查項目別運用表

別紙—1⑤(土木)

(監督職員) 令和6年4月

考查項目	工 種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持・修繕工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した技術提案等を行っている。			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		<input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由：			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>● 判断基準            ※該当項目が6項目以上 . . . a            ※該当項目が4項目以上 . . . b            ※該当項目が3項目以下 . . . c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。            ただし、評価対象項目は最大8項目とする。            ※ 上記以外の評価対象項目の設定については、以下より該当するものを抽出する。</p> <p>【全般】  <input type="checkbox"/> 社内の品質管理項目(基準)を設定し、管理している。  <input type="checkbox"/> 施工条件、気象条件等を考慮して施工している。  <input type="checkbox"/> 応急的な維持作業に使用する材料についても品質を証明できる資料が整備されている。  <input type="checkbox"/> 応急処理の材料が、復旧までの期間を考慮したものを使用した。  <input type="checkbox"/> 水質事故、交通事故等の対応が迅速かつ適切であった。  <input type="checkbox"/> 夜間・休祭日において、緊急作業等を迅速かつ適切に対応した。  <input type="checkbox"/> 書面または写真等により、緊急作業時に必要な資機材及び人員で対応した。  <input type="checkbox"/> 施工時期や場所等での地域や環境に配慮を行った。  <input type="checkbox"/> 特定外来種、または貴重種を発見した後の対応が適切であった。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【評定方法についての考え方】            ・基本項目全てが評価された場合でも「b評価」であるが、評価対象工事において特に優れた対応を評価できる項目を追加することにより「a評価」を付けることも可能としている。            ただし、別紙記載例の例示項目の内容が確認できたものを抽出するのではなく、「特に評価できる項目」のみを選定する必要があることに注意願いたい。            また、維持・修繕工事における品質とは、構造物の品質のみならず、目的を達成するための機動性、迅速性、的確性等の取り組み姿勢も含まれるものと考えられるため、明確に「品質」を評価する項目でなくとも、広義に解釈し、維持工事の品質向上につながると考えられる事項について積極的に評価するものとする。            なお、以上の主旨から例示項目以外についても、「特に評価できる項目」がある場合には適宜評価項目として追加することが可能である。</p> </div>	
		<p>【道路】</p> <input type="checkbox"/> 清掃作業時に適切な散水を実施している。 <input type="checkbox"/> 人力による補助清掃を実施している。 <input type="checkbox"/> 汚れの程度、交通状況等を考慮した作業方法で清掃している。 <input type="checkbox"/> 構造物を破損したり、機能を低下させないように清掃している。 <input type="checkbox"/> 洗剤等の付着物を残さないよう施工している。 <input type="checkbox"/> 作業・運搬時に路面への飛散防止が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> 路面清掃で使用する回転ブラシの交換が適切な時期に実施され過度な磨耗状態で実施していない。 <input type="checkbox"/> 作業所毎のチェック記録表を作成し、作業漏れ等を防ぐなど工夫がみられる。 <p>【道路構造物工】</p> <input type="checkbox"/> コンクリート構造物工事の品質項目より適宜選択			<p>【修繕工事】</p> <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案し体制を整えている。提案等を行っている。	

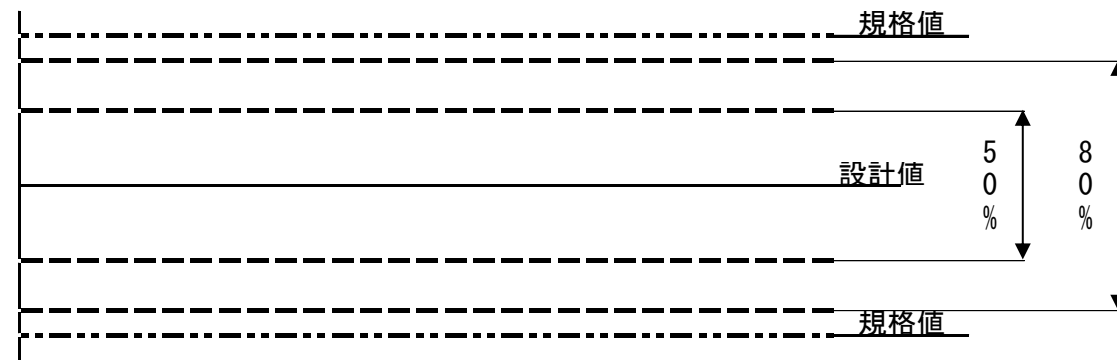


別紙 - 4

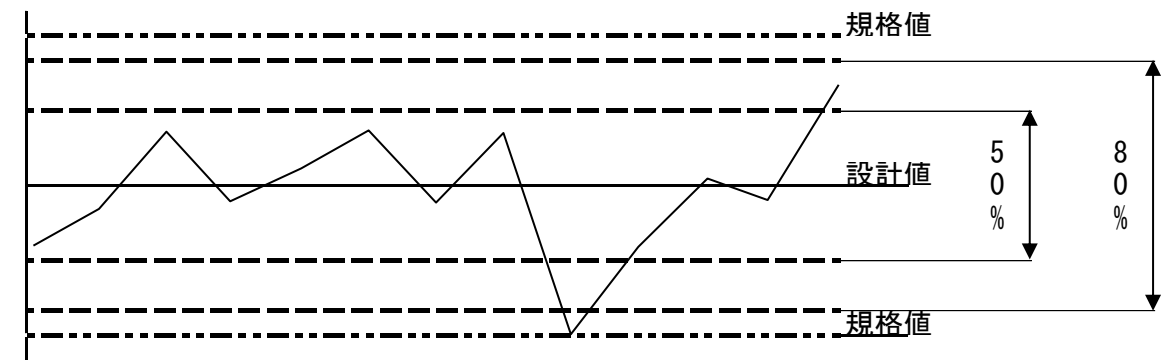
【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方  
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)



(上・下限値がある場合)  
<例>

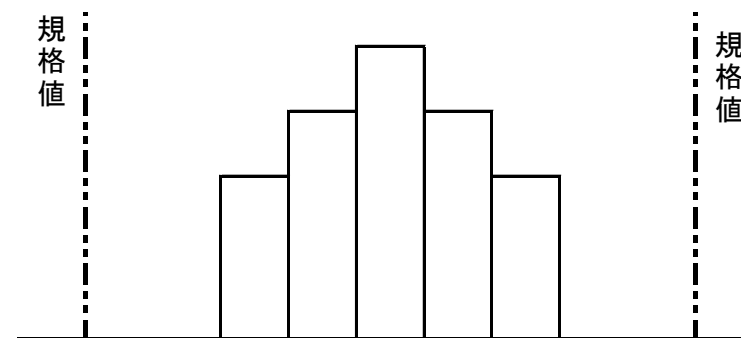


※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定しばらつきの%を考慮する。

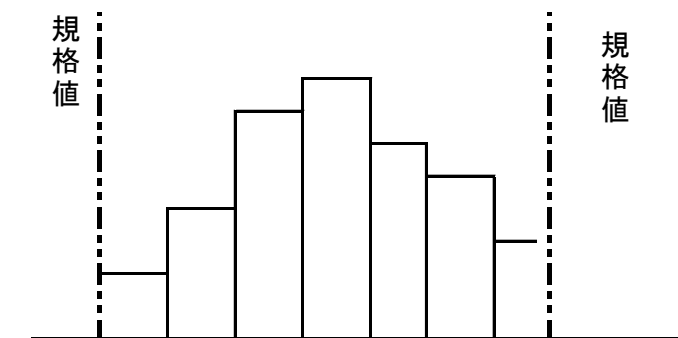
(度数表または、ヒストグラムの場合)



(度数表または、ヒストグラムの場合)  
<例>ばらつきが少ない



<例>ばらつきが多い



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて（簡易な無筋構造物は除く）

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックであり、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4. その他

- ・「施行プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 高度技術」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

備考： ばらつきの評価は、工事規模が大きく出来形の測点数が多い場合有効ですが、小規模工事においては出来形の測点数が数箇所となってしまうことが想像できます。工事内容により測定数が少ない場合は、ばらつきという意味を規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小としてとらえて評価してよいものとします。

考査項目別運用表

別紙-2①(土木)

(主管係長等) 令和6年4月

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	<p>【評価対象項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取組を行い余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業を回避するために取組を行い時間外作業をすることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</li> </ul> <p>理由：.....</p> <p>※ 該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断して評価する。                  ※ たとえ評価が一つであっても、その内容が特に評価に値する場合はa評価も可である。                  ※ 率による判断基準によらず評価することが可であり、その場合は理由を記入し明確にしておくこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( % )  <input type="checkbox"/> 評価対象項目2項目以下「c」  <input type="checkbox"/> 主たる工事が草刈や剪定及び機器の取替え等で特に工程管理を必要としないので「c」評価とする。  <input type="checkbox"/> 判断基準によらず評価する場合の理由</p> <p>理由：.....</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書による改善指示を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 受注者の責により期限内に工事等を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く)</li> </ul>
						<p>●判断基準 土木工事                  評価値が90%以上..... a                  評価値が80%以上90%未満... b                  評価値が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>
	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	Ⅲ. 安全対策	<p>【評価対象項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組みが顕著であった。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取組に対する地域から評価された。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書に基づき安全に関する研修・訓練等を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該工事の現場特性を反映した新規入場者教育を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 過積防止の取組みを行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用機械、車両等の点検整備がなされ管理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</li> </ul> <p>理由：.....</p> <p>※ 主管係長等は、監督職員の意見を参考に発注工事全体を視野に入れた総合的に判断して評価を行う。                  ※ たとえ評価が一つであっても、その内容が特に評価に値する場合はa評価も可である。                  ※ 率による判断基準によらず評価することが可であり、その場合は理由を記入し明確にしておくこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( % )  <input type="checkbox"/> 評価対象項目2項目以下「c」  <input type="checkbox"/> 判断基準によらず評価する場合の理由</p> <p>理由：.....</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。</li> </ul>
					<p>●判断基準 土木工事                  評価値が90%以上..... a                  評価値が80%以上90%未満... b                  評価値が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>	

考査項目別運用表

別紙-2②(土木)

(主管係長等) 令和6年4月

考査項目	細 別	評価対象項目	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事 特性	I. 施工 条件等へ の対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</li> <li><input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</li> <li><input type="checkbox"/> 3. その他</li> </ul> <p>理由： .....</p> <p>.....</p> <p>※ 評価は右記の[事例]具体的な施工条件等への対応事例を参考に、当該工事の工事特性等を判断して評価対象項目に加える場合は、その理由を必ず記載する。</p>	<p>(1. について)</p> <p>切土の土工量：20万㎡以上、盛土の土工量：15万㎡以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(シールド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m<sup>3</sup>以上、流路工の計画高水流量：500m<sup>3</sup>以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m<sup>3</sup>/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上</p> <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事</li> <li>・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事</li> <li>・供用中の道路トンネルの拡幅工事</li> </ul> <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事</li> <li>・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事</li> <li>・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事</li> </ul>
		<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</li> <li><input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</li> <li><input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</li> <li><input type="checkbox"/> 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</li> <li><input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が特に必要な工事</li> <li><input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</li> <li><input type="checkbox"/> 10. その他</li> </ul> <p>理由： .....</p> <p>.....</p> <p>※ 評価は右記の[事例]具体的な施工条件等への対応事例を参考に、当該工事の工事特性等を判断して評価対象項目に加える場合は、その理由を必ず記載する。</p>	<p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事</li> <li>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事</li> <li>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</li> </ul> <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事</li> <li>・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事</li> <li>・その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を設けた工事</li> </ul> <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事</li> </ul> <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事</li> <li>・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事</li> <li>・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事</li> </ul> <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事</li> </ul> <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場が広範囲に分布している工事</li> </ul> <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事</li> <li>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事</li> </ul>
		<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</li> <li><input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</li> <li><input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</li> <li><input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければなら工事</li> <li><input type="checkbox"/> 15. その他</li> </ul> <p>理由： .....</p> <p>.....</p> <p>※ 評価は右記の[事例]具体的な施工条件等への対応事例を参考に、当該工事の工事特性等を判断して評価対象項目に加える場合は、その理由を必ず記載する。</p>	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事</li> <li>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事</li> <li>・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事</li> </ul> <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事</li> <li>・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事</li> </ul> <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)</li> <li>・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事</li> <li>・土石流危険渓流に指定された区域内における工事</li> </ul> <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</li> </ul> <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事</li> <li>・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</li> </ul>



考查項目別運用表

別紙-2②(土木)

(主管係長等) 令和6年4月

考查項目	細 別	評価対象項目	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	IV 長期工事における安全確保への対応 <input type="checkbox"/> 16. 12ヶ月を越える工期で、事故なく完成した工事（前面一時中止期間は除く） <small>※但し、文書注意に至らない事故は除く。</small> <input type="checkbox"/> 17. その他 理由： ..... .....	※ 12ヶ月未満の工期であっても、現地の作業条件により安全確保への対応が難しく、特筆し評価すべき事項がある工事の場合は、「その他」に理由を記載し評価することも可能。
	評 価	評 点 ..... 点	※1 工事特性は、I～IVの合計とし、最大20点の加点点評価とする。 ※2 評価にあたっては、監督職員の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

別紙-2③(土木)

(主管係長等) 令和6年4月

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<p><b>【評価対象項目】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に広報誌の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</p> <p>理由：.....</p> <p>※ 工事の特性等から評価対象項目に加える場合は、その理由を必ず記載する。評価対象項目を加えない場合は対象としない。</p> <p>※ 総括監督職員は、監督職員の意見を参考に発注工事全体を視野に入れた総合的な評価を行う。</p> <p>※ たとえ評価が一つであっても、その内容が特に評価に値する場合はa評価も可である。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価 = 該当項目数 ( ) ÷ 評価対象項目数 ( ) = ( %)</p> <p><input type="checkbox"/> 評価対象項目 2 項目以下 「c」</p> <p><input type="checkbox"/> 判断基準によらず評価する場合の理由</p> <p>理由：.....</p> <p>●判断基準 土木工事 評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満..... a' 評価値が70%以上80%未満..... b 評価値が60%以上70%未満..... b' 評価値が60%未満..... c</p>				
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p>				

考査項目別運用表

別紙-2④(土木)

(主管係長等) 令和6年4月

7. 法令遵守等	法令遵守等の該当項目一覧表		
	措置内容	点数	措置を行った日及び内容
<input type="checkbox"/>	1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	
<input type="checkbox"/>	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	
<input type="checkbox"/>	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	
<input type="checkbox"/>	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	
<input type="checkbox"/>	5. 文書注意	-8点	
<input type="checkbox"/>	6. 口頭注意	-5点	
<input type="checkbox"/>	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に関わる安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点	
<input type="checkbox"/>	8. その他 ※工事の特性等から評価対象項目に加える場合は、その理由を記入する。 理由: .....	-1点	
<input type="checkbox"/>	9. 該当項目なし		
<p>① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ※「上表の措置があった場合」とは、関係部局による法令違反等の判断に基づき、措置があったものをいう。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価競争入札における技術提案等の提案項目が、受注者の責により履行されなかった場合は、落札時の加算点との差に応じて、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> <li>工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。</li> <li>引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</li> <li>受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</li> <li>その他</li> </ol> <p>理由: .....</p>			









































































